

## 認知症高齢者見守り事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項の規定に基づき実施する地域支援事業のうち、介護している家族を支援し、認知症高齢者の生活の安定を図るために行う認知症高齢者見守り事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施方法等)

第2条 この事業は、認知症高齢者（認知症の第2号被保険者を含み、自傷又は他害等著しい問題行動がある者及び頻繁に身体に触れる介護が必要な者を除く。）を介護している家族等で支援を必要としている者（以下「依頼会員」という。）と実際に支援をする者（以下「提供会員」という。）とをそれぞれ会員とし、会員同士の支援活動により実施するものとする。

- 2 この事業の実施主体は、旭川市（以下「市」という。）とする。
- 3 市は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業を委託することができる。

### (認知症サポートセンター)

第3条 市は、前条第1項の支援活動を安定して行うため、認知症サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

- 2 センターの業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 事業の周知に関する事。
  - (2) 会員の募集及び提供会員の研修に関する事。
  - (3) 会員の受付及び決定に関する事。
  - (4) 会員相互の利用調整に関する事。
  - (5) 提供会員の活動状況管理に関する事。
  - (6) 関係機関との連絡調整に関する事。
  - (7) その他センターの運営に関する事。
- 3 会員間のサービス利用を調整するため、センターにサービス利用調整員を配置するものとする。
- 4 センターは、依頼会員及び提供会員について台帳を整備するものとする。

### (依頼会員)

第4条 依頼会員は、現に認知症高齢者を介護する家族等であって、次の各号に掲げる理由で当該認知症高齢者の見守りや話し相手等を希望する者とする。

- (1) 家族等が外出する必要があるとき。
- (2) 家族等が介護疲れで休息を必要とするとき。
- (3) 家族等が遠隔地におり、認知症高齢者が安全に在宅生活を営む上で必要なとき。
- (4) その他前3号に類すると認められるとき。

(提供会員)

- 第5条 提供会員は、認知症高齢者の介護に関心を持ち、サービス提供者としての活動を希望する者であって、認知症高齢者に関する研修を受講した者とする。
- 2 提供会員が実施するサービスの内容は、一時的に認知症高齢者の見守りが必要となる時間帯に、認知症高齢者の居宅等を訪問し、家族等に代わって行う見守りや話し相手等とする。ただし、提供者は、原則として直接身体に触れる介護を行わないものとするが、必要に応じトイレへの誘導及び排泄動作に伴う衣服の着脱等の介助は行うものとする。
- 3 提供会員は、サービス提供により知り得た認知症高齢者及び依頼会員の事情等について、漏らしてはならない。

(会員の登録)

- 第6条 依頼会員及び提供会員は、センターの定める所定の手続に従い、センターにそれぞれ登録するものとする。

(サービス利用時間)

- 第7条 提供会員が行うサービスの提供は、原則として午前8時から午後9時までの間で、依頼会員が必要とする時間とする。

(利用料)

- 第8条 提供会員が行うサービスの利用料は、当初1時間までを500円とし、以降30分までごとに200円を加算するものとする。
- 2 依頼会員は、前項に規定する利用料のほか、提供会員に交通費の実費を別に支払うものとする。ただし、提供会員が自家用車を利用する場合における交通費の実費は、1回のサービス利用につき200円とする。
- 3 第1項の利用料及び前項の交通費の実費は、依頼会員が提供会員に対して直接支払うものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めることのほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。